

平成15年7月17日

東京都財務局長

櫻井巖様

東京都産業労働局長

有手勉様

東京都中小企業団体中央会

会長 菅谷頼道

## 官公需適格組合等の活用についての要望

官公需の中小企業者への発注に関しましては、毎年度、「官公需についての中小企業者の受注機会の確保等について（通知）」により中小企業者の受注機会の確保のための諸措置が講じられ、特に事業協同組合等の活用についてはご配慮いただいているところであります。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成13年4月に施行され、さらに、昨年度においては、平成15年度以降の入札参加申請を電子化するなど、官公需を取り巻く環境も大きく変化しております。

本会では、中小企業者で構成された事業協同組合等の受注機会の確保のための支援事業を実施しており、とりわけ官公需適格組合の受注促進を支援しております。

このたび、多くの官公需適格組合等からの強い要望を受け、意見を取りまとめましたので、事業協同組合等の受注機会の一層の確保を図るため、別紙の要望事項の実現についてご尽力いただきますようお願い申し上げます。

平成15年7月17日

## 東京都に対する官公需適格組合等の活用についての要望

東京都中小企業団体中央会

(1) 建設業組合が元請受注し、組合員が施工した工事については、従来は当該組合員が東京都から直接受注した実績として工事経歴書に申請する事が可能であったが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行により、平成15、16年度競争入札参加資格申請以降は、民間実績として取り扱われることになるので、従来方法を継続していただきたい。

### (説明)

従来、建設業組合が元請受注し、組合員が施工した工事について、東京都においては工事経歴書に元請実績として申請する事が可能であった。つまり、同一案件について組合と組合員がそれぞれ元請工事として申請する事が可能であった。

組合と組合員との関係は、建設業法上「元請」と「下請」の関係であるとの見解が出されたため、東京都建設業課においても「組合から組合員が受注した工事はすべて下請」との対応をすることになった。しかし、財務局では、従来から「組合員の元請実績」としての取扱いをしていた関係上、平成15、16年度までは従来方法で、それ以降は「下請実績」とすることとなった。

(2) 建設業組合が官公需を受注する場合、入札申込み時に主任技術者を定めて申し込まなければならぬが、組合が受注した工事については契約時に工種に精通した組合主任技術者が担当できるよう変更を認めていただきたい。

また、組合は一企業と異なり組合員企業の集合体であるから、施工時に組合員企業からの転籍出向技術者の変更を、特例として併せて認めていただきたい。

#### (説明)

主任技術者については、入札申込み時に主任技術者を定めて申し込むことになっており、落札、契約、施工の各段階においてその変更を認めていない。

組合にあっては、多くの技術者を雇用することが経済的に無理であり、入札申込みに際して当該工種について精通している技術者が他の工事の監理技術者として配置されている場合でも、その担当していた工事が施工時までに完了した場合には、主任技術者の変更配置を認めて欲しい。

また、組合は一企業と異なり組合員企業の集合体であるから、共同企業体の場合と同じ取扱いをして、組合員企業からの転籍出向技術者の変更を認めて欲しい。

(3) 平成15、16、17年度物品買入れ等競争入札参加資格審査申請に際して、審査対象事業者方式を採用する場合、今回より「東京都に対し競争入札参加資格審査申請済の理事所属事業者とする。」となり、「組合の理事が所属していない事業者及び平成15、16、17年度の入札参加資格審査を終えていない事業者を審査対象事業者として申請することはできません。」としているが、従来は、このような条件は付いてなかった。

東京都の今回の措置は、大幅な後退であり、組合の受注機会を奪うものであるので、従来通りに改正していただきたい。

#### (説明)

東京都においては、今年度より協同組合が競争入札参加資格審査申請の際に、審査対象事業者方式を採用する場合、審査対象事業者は東京都に対し競争入札参加資格審査をしている事業者と改正した。

国等においては、一般（指名競争）参加資格申請を平成13年1月より全省庁に共通して有効な統一資格とし、組合に対して審査対象事業者方式を採用し、「適格組合にあっては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。」としている。国等は、審査対象事業者については、競争入札参加資格審査申請をしている事業者との条件を付けていないので、東京都においても同様の取扱いをして欲しい。